

納付金返還規定

＜言葉の定義＞ 納付金とは、選考料、入学金、施設費、授業料のことを言う。

状 態			選考料	入学金	施設費	授業料	手続き	退学届
入学前	在留資格認定証明書交付前の キャンセル、または不交付		返還しない	支払い前			-	-
	在留資格 認定証明書 交付後	入国査証(ビザ) を申請せずに キャンセル		返還する		①在留資格認定証明書返却 ②ビザ拒否印のあるパス ポート のコピーを提出。 または、キャンセルの意思表示文 書の提出	①帰国チケット(又は予約票)のコピー 提出 ②穴空き在留カードのコピーを提出	不要
		入国査証(ビザ) を申請したが 不来日						
		来日後、入学手続 き前にキャンセル						
入学後	コース満了前の 途中退学	帰国	返還しない	返還しない		退学届の提出、手続 き完了後、退学届に 記載された「退学 日」を含む学期分を 除き、残りの学期分 の授業料の半額を返 還する。	①帰国チケット(又は予約票)の コピー提出 ②穴空き在留カードの写真を提出	必須
		進学					進学先入学許可証のコピーを提 出。または、学生証のコピーか在 学証明書を提出。	
		在留資格変更					在留資格変更完了確認。就職の場合 は、就職先内定通知書のコピー、会社 謄本のコピーを提出。	

※返金は学生指定の銀行口座に振り込み支払う。（振込手数料は受け取り人負担）

【納付金返還対象外】

- 1）地震や台風などの自然災害、感染症の拡大、戦争などの人的災害による休校。
- 2）入国管理局による退去強制処分、学校の強制退学、除籍処分での退学。
- 3）来日や入学手続きが遅れた際、入学が遅れて参加できなかった授業分の授業料と施設費。

ミッドリーム日本語学校

〒169-0073 東京都新宿区百人町2-24-12
TEL：03-3366-3336 / FAX：03-3366-3335